

(2) 今後のスケジュール等について

① 条例の制定スケジュール

項目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査、各種資料、条例素案等作成		→											
「安全・安心」関連項目に関わる担当者会議			●										
市民会議設置(1~5回開催)			●	●	●	●		●					
政策調整会議				●									
庁 議				●					●				
条例(案)法規審査委員会提出								●					
議会提案(12月第4定)										◎			
条例施行(2月1日予定)												●	
広報 関連	7/1号掲載、パブリックコメント			原稿 6/1	★パブリック →								
	9/1号掲載、意見反映					原稿 8/1	★						
	2/1号掲載、条例施行関係										原稿 1/1	★	
	HP掲載、リーフレット作成等市民周知											★	

- 安全・安心に関連する項目、各市の条例制定状況等の調査及び各種資料等の作成準備
- 「安全・安心」に関連する項目の担当者会議開催
市民生活課、危機管理担当、健康推進課、廃棄物対策課、環境課、都市整備課、建築課、土木事務所、農政課、商業労働課、水道施設課、管理課、青少年課
- 市民会議の設置
委員10人⇒防犯協会連合会、暴力追放推進協議会、自治連合会、社会福祉協議会、商工会、PTA連合会、北広島交番所長、市内各地域防犯活動団体(3団体)
開催1回目⇒自己紹介、市民会議開催主旨、今後のスケジュール、厚別警察署による講話(犯罪等の現状と課題等)
2回目⇒条例の骨子(先進事例紹介、条例策定の考え方等)協議
3回目⇒条例素案協議
4回目⇒条例素案協議
5回目⇒パブリックコメントを踏まえた最終条例(案)確認
- 政策調整会議
安全・安心に関する各所管事務及び条例制定主旨の確認
- 庁 議
条例制定主旨の決定、議会付議書提出(10月12日頃)